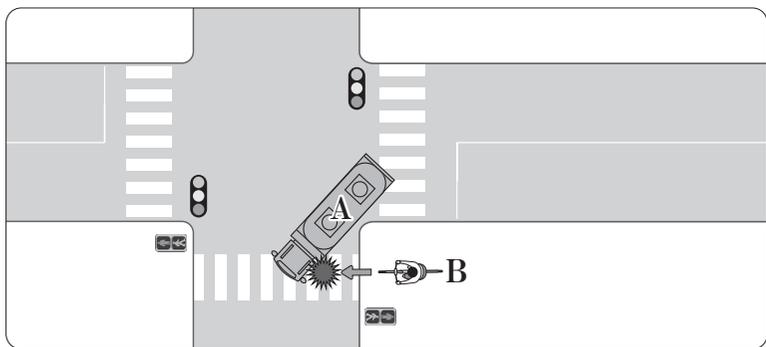


職場における交通安全指導

Part 128

①交差点左折時に自転車を巻き込む



■事故の概要

- 事故の当事者
当事者A (大型タンクローリー)：50歳代、男性
当事者B (自転車)：小学生、男の子
- 被害状況
A：左側巻き込みガード擦過痕
B：重傷 右足首骨折、全身打撲 (全治6か月)
- 道路状況
片側一車線の国道

事故状況

横浜市内の運送会社に勤務して30年になるAは、大型タンクローリーの乗務経験が豊富なベテランドライバーである。

事故当時は、液体薬品を栃木県の工場へ輸送する業務の途中で、納品先に向かうため国道を走行していた。事故現場は片側一車線の道路が交わる市街地交差点で、比較的交通量も多く、Aはこの

交差点を左折する予定だった。道路幅に余裕があり、左側端から離れた状態で交差点へ近づき、信号も青だったことからそのまま左折できると思い、減速しながら左折の態勢に入った。左ミラーで側方を確認するとミラーには何も映っていなかったため、歩行者、自転車や二輪車等の通行車両がないものと即判断し、少し速いスピードで一気に左折をしたところ、左側方から進行してきたBに自車の左前輪後方で衝突、転倒させ重傷を負わせた。

事故の原因

事故の原因は、Aが交差点を左折する際、側方の注意を怠り、Bを見落としたことである。

安全指導

交差点事故には、事故を惹き起こさせる重要な要因がいくつか挙げられます。

①交差点の通行方法の理解不足

道路交通法第34条に「自動車が交差点を左折しようとするときは、あらかじめできる限り道路の左側端に寄り、交差点の側端に沿って徐行しながら通行しなければならない」と定められている。

Aは左折の際、道路の幅が広がったことから、左側端に寄らず、交差点を大回りする形で左折をしたことに加え、速度も速い状態であったため、より事故を招きやすい状況を作ったと考えられる。

交差点の走行について、あらかじめ(30メートル手前)できる限り左側端に沿って(側端から1メートル以内)徐行(時速10キロメートル以下)という目安を持って通行するようにしましょう。

②ミラーの死角範囲の理解不足

交差点は道路が交わり、歩行者や車両などが多くなることから最も事故の多い場所とされています。Aは死角の大きい大型車を運転するにあたり、常に危険意識を持ち、周囲に対する最大限の注意を払い走行するべきでした。

ミラーに映らない死角範囲を考えず、左側に何もないと早期に判断し安全確認を怠ってしまったことは、危険感受性の欠如といえます。常にミラーでは見えない範囲について理解するとともに、見えない範囲は直接自分の目で確かめるなど、安全確認を徹底しましょう。

③注意力の偏り

安全な運転は視野を広く取り、多くの情報を認知することによって成り立ちます。ドライバーは注意力を集中させることは重要ですが、それが一点に偏ってしまい他が疎かになってしまうと事故を惹き起こします。

Aの場合はミラーのみに頼っていたために、重大事故の危険性が高い「左折巻き込み」事故となっていました。ドライバーは一方に注意が向くと他方は不注意になるということを理解し、常に

注意力を広範囲に分散されるよう配慮してください。

④ベテランドライバーの注意点

トラックの場合、年齢が40歳代から50歳代、免許取得から25年以上のドライバーによる事故が多くなっています。

交差点左折の際は、重大事故の危険性が極めて高いことから、慎重な運転が要求されます。Aがとった一連の運転行動は、長年の運転経験からくる過信や慢心が、注意力を欠かしていたのかもしれない。また、経験値に頼り過ぎ、歩行者や自転車はいないだろうという、「~だろう」になっていたことも考えられます。ベテランドライバーといえども、「~かもしれない」と考え、常に慎重な運転を心がけましょう。

自動車を運転する際には、見えている範囲だけでなく、死角部分にも注意を払う必要があります。見えないから誰もいない、何も無いではなく、誰がいる、何かがある、という前提で運転することが大切です。

車体の大きいトラックには、ボディが作る死角、ピラーが作る死角、ミラーの死角など、構造上の死角が多く発生します。これらの死角は、直接目視するなど、意識して見る努力をしなければ危険の確認は出来ません。ドライバーとして自車の死角を理解し、把握した運転を心掛けてください。

車道通行の原則と例外

車(自転車含む)は、歩道、路側帯と車道の区別のある道路では、原則、車道を通行しなければなりません。ただし、例外として自転車は、以下の場合には歩道を通行することができます。

- ①道路標識等で通行できるとされている場合
- ②13歳未満の子どもや、70歳以上の高齢者、身体障がい者が運転している場合
- ③交通状況により、安全の確保のためやむを得ない場合